

2019年7月19日

各位

株式会社 山形銀行

**お客さまから現金や通帳などをお預かりする際の取り扱いについてのお知らせ**

日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当行の職員が、お客さまから現金や通帳等をお預かりする際の重要な事項について、以下のとおりお知らせいたします。

- 当行職員が、お客さまのご自宅や会社を訪問した際に、ご預金のお預け入れやお引き出し、金融商品のご購入などのご依頼を受け、現金・通帳などをお預かりする際には、当行所定の「預り証」を必ずお渡ししております。
- 名刺やメモなど「預り証」以外のものをお渡ししてお客さまから現金・通帳などをお預かりすることは一切ございません。
- 当行職員が現金・通帳などをお預かりする際に、「預り証」をお渡ししなかった場合や、記載内容にご不明・ご不審な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

※ お客さまとの現金や通帳などの授受につきまして、後刻、電話などにより、お客さまへ受領確認をさせていただく場合がございますので、何とぞ、ご協力をお願いいたします。

以上

お問い合わせ先  
広報室兼お客さまサービス室  
023-623-1221（代表）

